資料 2

自環第 199 号 栃木県環境審議会

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第4条第1項に基づく栃木県第 13 次鳥獣保護管理事業計画を策定するに当たり、同条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

令和3(2021)年6月24日

栃木県知事 福 田 富 一

諮問理由書

本県では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成 14 年法律第 88 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」に即して、平成 29 (2017) 年 3 月に、令和 3 (2021) 年度までの 5 年間を計画期間とする「栃木県第 12 次鳥獣保護管理事業計画」を策定しました。

平成 29 (2017) 年 9 月には、オオタカが国内希少野生動植物種から除外されたことに伴い、基本指針が変更されたため、同計画にオオタカの捕獲や販売に係る規定を追加しました。

この度、同計画の計画期間の終期が令和3 (2021) 年度であること、また、基本指針の見直しが行われていることから、見直し後の基本指針に即して、令和4 (2022) 年度以降の新たな鳥獣保護管理事業計画(第13次計画)を策定する必要があります。

第13次計画では、農林業等被害をもたらすシカやイノシシなどの鳥獣の管理の強化や、鳥獣の保護管理を行う人材の確保・育成など、本県における鳥獣の生息状況や社会情勢の変化を踏まえ、今後の鳥獣保護管理事業の基本目標とその実現に向けての具体的取組を明らかにしていきたいと考えております。

ついては、「栃木県第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定するに当たり、貴審議会の意見を求めるものです。

栃木県第13次鳥獣保護管理事業計画の策定について

自然環境課

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第4条第1項の規定による 鳥獣保護管理事業計画を、次のとおり策定する。

1 計画策定の趣旨

本県では、「栃木県第12次鳥獣保護管理事業計画」(平成29(2017)年4月1日 ~令和4(2022)年3月31日)に基づき、鳥獣の保護及び管理に関する各種施策を 推進してきた。

同計画の計画期間の終了及び環境大臣が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)」の見直しに伴い、本県の鳥獣の生息状況及び社会情勢の変化等を踏まえた上で、今後5年間の鳥獣保護管理事業の指針となる「栃木県第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定する。

2 計画期間

令和 4 (2022) 年 4 月 1 日 ~ 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日 (5 年間)

3 計画の内容

この計画は、次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項
- (2) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項
- (3) 鳥獣の捕獲等の許可に関する事項
- (4) 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域並びに猟区に関する事項
- (5) 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項
- (6) 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- (7) 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項
- (8) その他鳥獣保護管理事業の実施のために必要な事項

4 計画策定の方針

この計画は、鳥獣保護管理事業を総合的かつ体系的に推進するため、次の方針により 策定する。

- (1) 野生鳥獣の保護及び管理を適正に実施し、鳥獣被害の軽減と鳥獣保護の両立を図る。
- (2) とちぎ未来創造プラン、栃木県環境基本計画など、他の計画等との整合を図り、直面する課題に対応する。

5 計画策定の方法

この計画の策定は、次の方法により行う。

- (1) 栃木県環境審議会から意見・提言を求め、当該意見等を計画に反映させる。
- (2) 広く県民や事業者等の意見・提言を聴取するため、パブリックコメントを実施する。
- (3) 庁内関係課、関係行政機関及び関係団体との調整は、栃木県野生鳥獣保護管理連絡会議において行う。

基本指針の論点ごとの主な変更点(案)

R3 (2021) 年 6 月 環境省

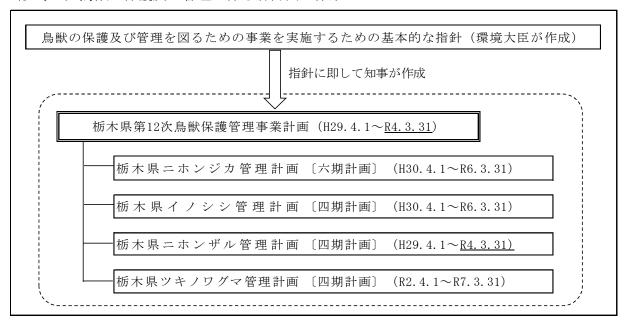
| 34 L | |
|----------|--|
| 論点 | 主な変更点(新たに追加を検討する記述) |
| 鳥獣の管理の強化 | ● 第二種特定計画の目的を達成するため、数値等で具体的に評価可能な目標 を設定するとともに、第二種特定計画の中で実施される指定管理鳥獣捕獲 等事業も含めて、適切な評価、見直しを行い、順応的な計画の推進を図 る。 |
| | ● 県をまたぐ指定管理捕獲等事業の実施について、必要に応じ広域協議会を 組織して捕獲に取り組む。 |
| | ● 国は、都道府県が必要な認定事業者を確保できるよう事業者育成の取組を 引き続き支援するとともに、質の向上のための取組に努める。 |
| 鳥獣の保護の推進 | ● 錯誤捕獲の防止のため、鳥獣保護管理事業における錯誤捕獲の情報収集を 進め、必要に応じわなの規制の見直しを図るとともに、捕獲者への指導・ 錯誤捕獲時の体制整備等の取組を推進する。 |
| | ● 鳥類の鉛中毒の防止のため、全国的なモニタリング体制の構築と鉛汚染による種や個体群への影響評価を進めるとともに、捕獲した鳥獣の放置の禁止を徹底する。 |
| 人材育成 | ◆ 狩猟者等の鳥獣の捕獲の担い手の確保・育成に関して、免許の取得促進の みならず、十分な捕獲技術をもった人材の育成を進めることが重要。 |
| | ◆ 大学等と連携した専門人材の育成・確保の整備に向けた検討・支援を進める。 |
| 野生鳥獣に | ● 野生鳥獣由来の感染症について、希少鳥獣保護の観点も踏まえながら、情 |
| 由来する感 | 報収集及び鳥獣への感染状況等に関する調査等を実施し、感染症対策の観 |
| 染症対策 | 点からも野生鳥獣の保護管理に取り組んでいく。 |
| | ● 公衆衛生、家畜衛生等の担当部局等とも連携・情報共有を行って対応する |
| | ことが必要。 |
| | ● 豚熱 (CSF) 及びアフリカ豚熱 (ASF) に関しては、野生イノシシにおける感染状況確認調査及び捕獲の強化を推進。 |
| その他 | ● 外来鳥獣を狩猟鳥獣として指定する際、計画的な管理への影響の有無等に |
| | ついて考慮する。 |
| | ● 捕獲物の処理について、感染症の拡大が懸念される場合は防疫措置をとる |
| | こと、外来鳥獣については放獣しないことを指導する。 |
| | 市街地に出没する鳥獣への対応のために必要な連絡体制を構築するととも |
| | に人材育成の取組を検討することが必要。 |
| | ● 鳥獣保護管理に必要な情報の規格化を進め、一般市民へのオープンデータ 化、見える化を推進する。 |
| | ı |

◆計画策定の主な日程(予定)

| 日 程 | 第 13 次計画 | サル管理計画 | |
|-----------------|------------------|------------------|--|
| | | (部会専決事項) | |
| 令和 3(2021)年 6 月 | ○第1回環境審議会 | | |
| 10 月 | 基本指針告示 | | |
| 11 月 | 栃木県野生鳥獣保護管理連絡会議 | | |
| | ○自然環境部会(審議) | ○自然環境部会(審議) | |
| | 鳥獣被害対策本部幹事会・本部会議 | | |
| 12 月 | パブリックコメント | | |
| 令和 4(2022)年1月 | ,,,,,, | | |
| 2 月 | ○自然環境部会(審議) | ○自然環境部会(審議) | |
| | ○第2回環境審議会(答申案審議) | ○第2回環境審議会(答申案説明) | |
| 3 月 | 計画の決定・公表 | | |

※○は環境審議会関係

(参考1) 鳥獣の保護及び管理に係る各計画の体系



(参考2) 根拠法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(抜粋)

(平成十四年法律第八十八号)

(鳥獣保護管理事業計画)

第四条 都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県知事が行う鳥獣保護管理事業の実施に関する計画(以下「鳥獣保護管理事業計画」という。)を定めるものとする。

 $2 \sim 3$ (略)

4 都道府県知事は、鳥獣保護管理事業計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関(以下「合議制機関」という。)の意見を聴かなければならない。

5 (略)